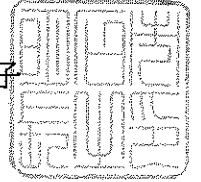


明 国 諮 第 1 号

2026年(令和8年)1月26日

明石市国民健康保険運営協議会会長 様

明石市長 丸 谷 聡 子



明石市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

1 保険料率等の改正

子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等について、所得割の保険料率を0.28%、被保険者均等割額を1,240円、18歳以上被保険者均等割額を40円、世帯別平等割額を840円とすること。

2 賦課限度額の改正

基礎賦課限度額を67万円、子ども・子育て支援納付金賦課限度額を3万円とすること。

3 施行期日

令和8年4月1日